

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第五編 社会保障制度

第三章 健康保険単価問題

一 社会保障制度の危機は健康保険単価問題としてあらわれ、本年の重要問題となった。診療単価が低すぎて、これでは十分な診療ができないという医師側の声と、それによる制限診療や初診料の徴収等に対する患者の要求とが、この制度に対する不満・反対となつてばく発したのである。

各地の医師会は、一点単価を一八円四〇銭に引きあげてを要求し(現行甲地一一円、乙地一〇円)、日本医師会も一二月一日、社会保険実行委員会を開き決議によってほぼこの単価を支持し、場合によっては保険医の一せい辞退をおこなうという強い態度をきめた。

医師側のこの運動は、一一月一五日、山梨県の三六四名の保険医(県下の総数は四三〇名)が県の保険課に辞表を提出したことにはじまる。「現状の保険運営では医師の経営は成りたらず、患者に十分な診療ができないから、診療単価を引上げよ」という要求が通らなかつたためである。これは東京都をふくむ全国各地にひろがり、前記一二月一日の日本医師会決議に発展したのである。

厚生大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会は、すでに八月から討議を重ねていたが、結論をうるに至らず、一二月二九日の総会では四つの案がそれぞれ出された形となった。日本医師会は一七円一八銭とすこし譲歩し、日本歯科医師会は一三円八四銭の案を出した。一一月七日の全国大会で単価引上げに反対していた健康保険組合連合会も、「区のある市は一二円、区のない市は一一円、郡部は一〇円」という案を出し、今井公益代表(前大蔵省給与局長)は、甲一二円五〇銭、乙一一円五〇銭、丙一〇円五〇銭という中立案を提出した。

一二月七日の閣議はこの今井案を採用し、つぎのように、甲地一二円五〇銭、乙地一一円五〇銭の二本立を決定し、告示した。

一、新単価は甲地一二円五〇銭、乙地一一円五〇銭の二本建とする。これは暫定措置として、単価、点数の根本的な検討を早急に行う。ただし入院料の点数は安すぎるから本格的な再検討をまたずに適当な引上げを行う。

二、医師の所得税中、社会保険による診療分について現行の課税対象五五%を三〇%程度まで引下げて軽減を図る。

三、被保険者側にとって一円五〇銭値上げの新単価は相当の負担増になるから何らかの形による国庫負担を考慮する。ただし医療給付の一部国庫負担の実現は望めないで別の形の援助を考える。

二 医師側は右の告示を不満とし、全国的に保険医の辞退がおこつたが、日本医師会内部の事情もあり、次第におさまっていった。

他方、この運動を通じて、医師会と被保険者団体とのていけいがすすみ、一〇月二九日には一、

〇〇〇人の代表をあつめて社会保険医療強化国民大会が東京で開かれ、各地で期成同盟がつくられた。同大会は次のような決議をおこない、医師と被保険者両方の利益になるような要求を出した。

社会保険医療強化国民大会の決議

- (1)制限診察を排除し、医療の向上を期する。
 - (2)社会保険医療費とくに保険医にたいする課税を大幅に軽減する。
 - (3)保険料率の引上げ絶対反対を期する。
 - (4)国庫負担による適正医療費の確立を図る。
 - (5)国民健康保険の拡充強化を期する。
 - (6)健康保険費等の医療給付の最小限度二割以上を国庫負担とする。
 - (7)結核療養費の全額を国庫負担とする。
 - (8)社会保障制度を即時全面的に実施する。
 - (9)医療品価格の適正化をはかりその公共性を高める。
 - (10)日雇労働者に対する社会保険制度の即時創設を期する。
 - (11)生活保護法の拡充強化と民主的運営を期する。
- (附帯決議)
- (1)社会保険行政および運営の民主化を期する。
 - (2)保険料を課税の対象から除外する。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
